

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援

- (1) 浄化槽の老朽化にともなう整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
- (2) コミュニティ・プラントの老朽化にともなう基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。

2. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明の精緻化や越境汚染対策の継続・強化など、総合的かつ広域的な対策を講じること。

3. 新幹線鉄道の沿線住民の良好な生活環境を保全するため、騒音・振動を低減するよう必要な措置を講じること。

4. 石綿（アスベスト）に係る解析調査や診断に係る支援を継続し、健康管理制度を恒久化すること。

また、石綿健康診断については、健康管理手帳の対象とならない一般環境経路による石綿ばく露歴のある者を対象とすること。

5. 土壌汚染対策法に基づく要措置区域に係る汚染の除去等については、要措置区域の周辺を含めた適切な土地利用が図られるよう、要措置区域に立地する事業所跡地等の敷地全体まで含めた範囲での汚染の除去等を義務付けるなど、制度を見直すこと。

6. 地方公共団体が実施する外来生物の防除に必要な財源については、役割分担に応じた取組が可能となるよう十分に確保すること。

7. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。

8. 市街地及び人里へ出没したクマの捕獲に当たっては、各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、緊急時における鳥獣保護法第 38 条に係る銃器の取扱いについて見直しを検討するなど、被害拡大防止のための体制整備を早急に行うこと。

また、国民のクマ捕獲に対する理解増進を図るため、捕獲制度や捕獲従事者の社会的重要性について、周知徹底に努めること。

9. 山岳環境保全対策支援事業による山岳地帯の環境配慮型トイレへの支援については、整備費のみならず維持管理費も対象とするなど、財政措置を拡充すること。

また、環境配慮型トイレのコスト低減に資する技術の情報提供を行うとともに、山小屋トイレの利用実態調査を継続的に実施すること。

10. 高齢化の進展や独居老人の増加に伴い「ごみ屋敷」問題が顕在化・深刻化し、一部の自治体においては条例の制定等によって対応しているところであるが、根本的な問題解決に向けては、「ごみ屋敷」状態の解消のみならず、福祉的な支援など居住者の抱える複合的な課題を解消することが必要不可欠であるため、都市自治体の裁量に委ねるのではなく、国において早急に対応を検討すること。